特59
915

明治十九年八月二日　[illegible]

去一輕葉
國身似
平井權八

千歲
不滅
兇暴
名
幡隨院長兵衛

平井權八

積悪終顕
魚肉之刑
絹屋弥市
平井權八

長兵衛
権八

かのひとをるこゝふ
まさ同家中ふ本庄
助太夫といひのの
まり其性悪き
りの事此助太夫が
飼犬と平井が
飼犬と爭喧合
ひとしく本庄の犬
まりけるふ或る日助
太夫加勢して平井
の犬をお殺しけ
る權八ハくくと聞大
ひふいくり助太夫の

○宅ふ至りロ論の末終と助太夫と一刀
に斬殺し急ぎ我家に立帰りこの
よゝと文庄左エ門に告るの
身ハ関東へ赴んと
路銀をとゝの
発足あゝ東
海道と行に路銀の
手當つきさ
れハ是非ふ
く旅人
と殺し
金を奪ひ
十日あまり図
図の日を重ね
漸々武
州
六奇へ
着
せし
頃ハく
花合を
姜ふ宿りを求むべきは

權八
○まで至らんと六郷渡しとうち越て爰に一てうの駕△
江戸と間も近と聞く品川○

△と雇ひ鈴ヶ森まで来る一頃八時告セ鳥初更の鐘往来途絶し浪打際ホ駕籠下して⊕
小紫
⊕二人の雲助声高よ若旦那御約束の×
×所迄参るとと声かくれば
權八駕より立出爰ハ何といふ所か考ねど人家

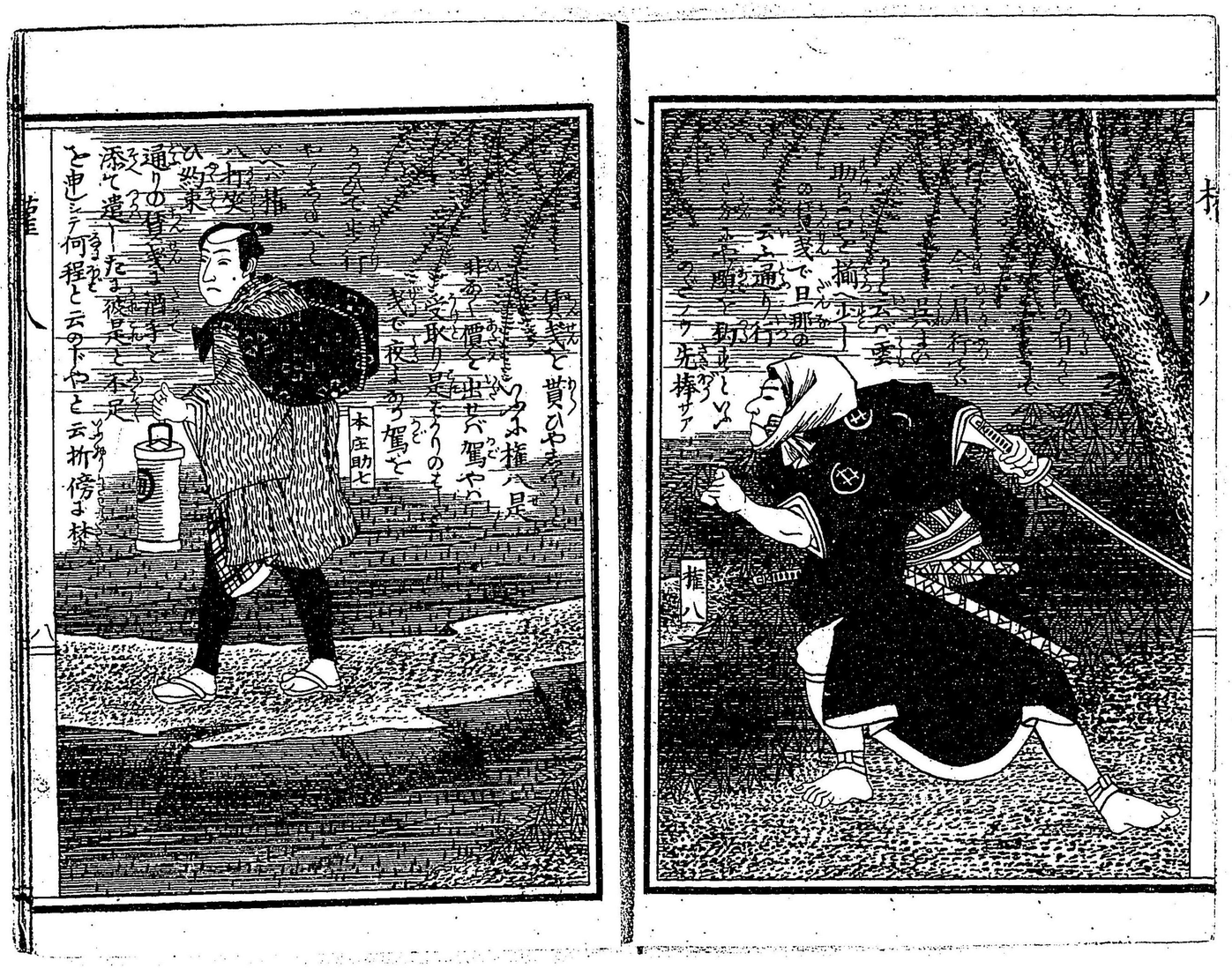
本庄助七
権八

火として居さゝ雲助が
どや〳〵と立出で一人の權
八をつとりまきさんぐゝ
惡口をぬかしこらへぬ気質
の平井權八彼のおゝまきの名刀をぬ〳〵
手に見せびらかす二三人をきり倒せど
なほ多人數のとりまれば
ちり〳〵ゝ權八も身躰谷
大が有無のたとゝもかへ立入り手當
次第よりあげち〳〵そこの
加勢ぬ權八気を得てまく〳〵

本庄助八

先大を斬倒せ
ばちり〳〵こへ叫び
皆ちり

權八

○此時初て彼の人と
ゝ琴ゝるまこれ
あん幡隨院の長
兵エとて江戸は

名高き侠客
みて権八の身
と引受我家
ふ伴ひ懇ろに
話とあり
けるふふ
吉原三浦屋
の遊君
紫ふ浦
則その夜
くに通ふ
内吉原
土手ゆく
本庄助
七と
返り打
ふあり
程なく
弟助
八も

×金を
奪ひて
小柴のの
さへ通ふ

権八のこゝろ迷ひ
あるけ〻ば迷ひ
恋ふ
恋ふ
の置所なく大阪へ赴き茲ふも軈て
如く京都へ上り
時足をとゞめ種々の悪事を金と
蓄へ當所の奉行へ自訴
奉行も一應悪事の趣取調
早速権八と藤九郎を江戸表へ
送りける夫より東海道を宿
次みて新井箱根の関も越
藤沢駅みぞ着けるかく
泊りふつきければ権八警衛の人

向ひ貴殿方ゆもさぞ〻し長途の御労
在はそこん最早江戸へハ一両日某て
ハ貯金あり江戸
へ至らバ此金ハ
石瓦も等し
けれど長の
道中
御世
話ニ
なる
神礼のため
今宵ハ諸
君へ一盃と
献上致度●

■夜
もすがら
りて衣
服のそり
より金子
五両と㊀

小紫

㊀差出せバ皆々歓ひ酔倒
ひまゆ權八ハ細巻のごと切破り
難なく此場と逃伸ける明る朝
まるりくれハけいこの者ども狼ば

もぐ〳〵大阪さして立帰りそう
推八は彼所ゑ窮こと有れ
霊無僧ゑ出立先長兵エ
方へ来種々の厚恩を謝
あり〳〵事共打語り夫より
目黒禁全院ゑ至住寺
死後を頼み置
夫より町奉行
より逐てん
せ〳〵事ども明

白状自首せ〳〵上尋常ゑ刑
ゑ處せら
れ〳〵ゑ目
黒の禁全
院ゑ死○

○厳と取置
懇ゑ吊ひ

小紫此事
を聞其身も
禁全院の
推八の墓と
左り自害
なして果
ゑけゝ是
目黒の
比翼
塚と云
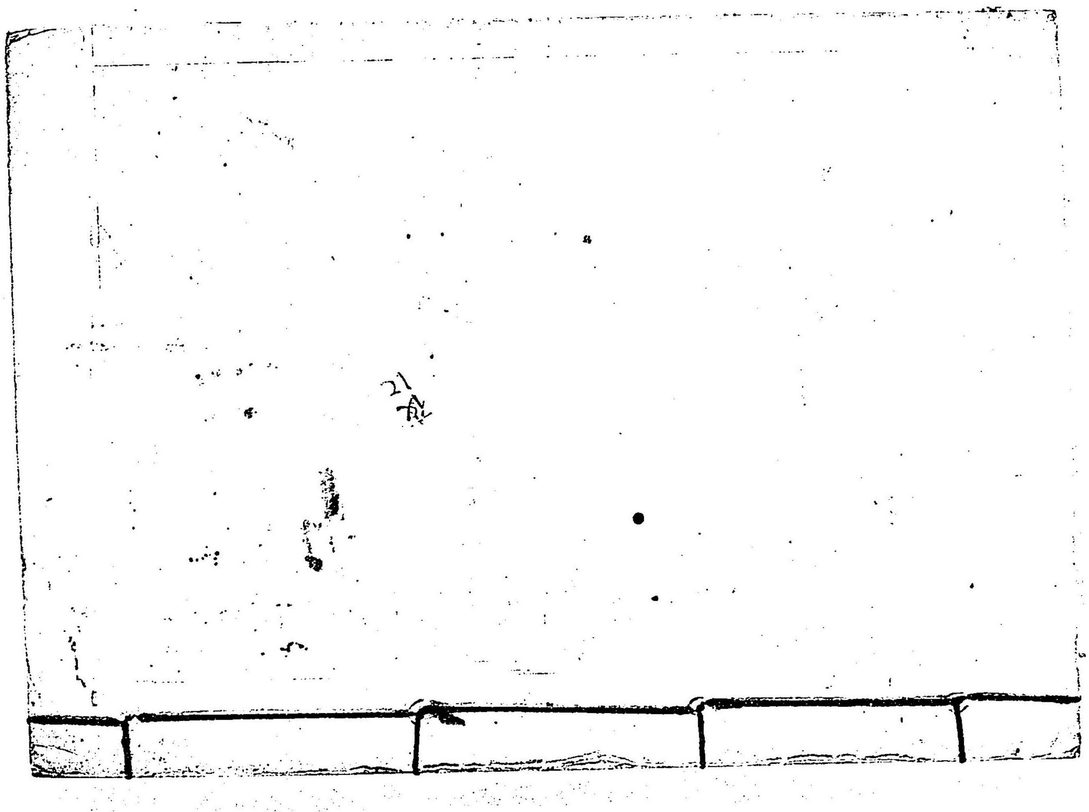
明治十九年七月八日御届
編輯兼出版人 日本橋区若松町十五番地 尾関トヨ